

運転者登録についての Q&A

Q1. 新任運転者登録時講習受講時に二種免許取得の為教習中の者でも受講は可能でしょうか。

A1. 受講は可能です。新任運転者登録時講習受講申込時に、二種免許取得の為教習中であることを、お伝えください。
登録手続き、運転者証の発行については、二種免許取得後となります。

Q2. タクシー経験があります。どういう手続きが必要か教えてほしい。

A2. 登録原簿は単位地域毎であることから、登録する単位地域を変更する場合は、旧単位地域の登録削除と新単位地域における新規登録が必要になります。
※別添にてご確認お願い致します。

Q3. 電子申請を行うことは可能ですか。

A3. 現在、「タクシー運転者登録制度ネットワークシステム」では、電子申請には対応しておりません。

Q4. 郵送での申請手続きは、普通郵便や、レターパックで申請書類を送付は可能でしょうか。

A4. 郵送による申請等については、書留郵便でお願い致します。

Q5. 新たに雇い入れる者が、以前働いていた事業者から返納がなされていないが、退職をしているので、運転者証を交付してほしい。

A5.、新たに「運転者証」を交付するには、以前働いていた事業者から返納がされていなければいけません。

Q6. 新たに雇い入れる者が、福祉タクシーのみ乗務する場合でも、新任運転者登録時講習を受講し運転者登録が必要でしょうか。

A6. 福祉タクシーのみ乗務する場合は、講習・運転者登録は必要ございません。

Q7. 返納届が出ているか確認したい。(事業者からの問合せ)

A7. 個人情報になりますので、ご本人以外にお伝えする事が出来ません。返納確認は、ご本人からお問合せいただきますようお願い致します。

Q8. 消除申請(申請消除)について教えてください。

A8. 運転者が自分の意思で消除申請(第六号様式)を登録している地域の登録実施機関で行います。登録する単位地域を変更する場合は、この手続きが必要となります。

Q9. 申請に必要な住民票はコピーでも良いのでしょうか。

A9. ご本人の住民票原本(6か月以内のもの)が必要となります。

※【登録に関する問合せ先】

(一社)千葉県タクシー協会 登録指導部 TEL:043-215-7221

別 添

(一社)千葉県タクシー協会

■他地域の登録済み運転手が指定地域(特定指定地域)に異動して登録する場合(離職して2年以内)

登録先 指定地域 (特定指定地域)	登録元	登録先での 一定の経歴	他の指定地域の有 効(2年間)な試験 合格証を所持	講習		試験	
				法令・安全・接遇	地理	法令・安全・接遇	地理
単位地域 指定地域 (特定指定地域)	単位地域 指定地域 (特定指定地域)	×	○	×(※1)	○	×(※2)	○
		×	×	×(※1)	○	○	○
		○	×	×(※1)	×(※4)	×(※3)	×(※3)

■他地域の登録済み運転手が単位地域に異動して登録する場合(離職して2年以内)

登録先 単位地域	登録元	講習		試験	
		法令・安全・接遇	地理	法令・安全・接遇	地理
単位地域	単位地域	×	○	×	×

【参考】

- ※1…単位地域間の異動は、一定の場合(離職して2年以内)において、地理以外の講習を免除
- ※2…他の指定地域で「試験」に合格した者が、有効な試験合格証を添えて申請した場合、「法令・安全・接遇」の試験科目を免除
- ※3…指定地域において一定の運転経歴(2年以内に通算90日以上)を有している者については、試験を免除
- ※4…登録先の一定の経歴が、登録運転者(タクシー)に係るものである場合は、地理講習も免除